

経済産業省のパブリックコメント資料

引用元

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程案に対する意見募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595221003&Mode=0>

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程について

令和 3 年 1 月  
経 済 産 業 省  
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新たな技術の活用が可能であることを明確化するため、通達を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

完成検査及び保安検査における新技術の明示【基本通達】

①概要

法第 20 条に基づき、製造許可を受けた第一種製造者等は都道府県知事等が行う完成検査を受けなければならない。また、法第 35 条に基づき、第一種製造者は定期的に都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

これらの検査は、技術上の基準の適合状況を確認するためのもので、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格（KHKS）又は省令別表で定められている。

今般、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新技術の普及により、検査においても、これらの新技術の検証・導入が進められており、保安力の向上、業務の効率化等が期待されている。現行の検査の方法の規定において、これらの新技術を活用することは可能であり、都道府県等が技術上の基準の適合状況を確認する際に、新技術を活用した検査方法を用いることができることを明確化する。

②具体的な規定の内容

省令別表で定める完成検査の方法及び保安検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新技術の活用が可能であることを基本通達で明確化

する。

### 3. 今後のスケジュール

令和3年1月22日～令和3年2月20日  
令和3年3月

パブリックコメント  
公布・施行（予定）

(案)

番 号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020  
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b> 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日 20201022保局第1号 令和 2年11月 9日 ○○○○○○○○保局第○号 令和 年 月 日 ○○○○○○○○保局第○号 令和 年 月 日	<b>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</b> 制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日 改正 20201014保局第1号 令和 2年10月30日 20201022保局第1号 令和 2年11月 9日 ○○○○○○○○保局第○号 令和 年 月 日
<p><b>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>別表関係</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。</p> <p>（3） [略]</p> <p><u>（4）別表第1から別表第3までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。</u></p>	<p><b>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>別表関係</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</p> <p>（3） [略]</p> <p>[新設]</p>
<p><b>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>別表関係</p> <p><u>（1）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。</u></p> <p><u>（2）別表第1及び別表第2までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、</u></p>	<p><b>（3）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について</b></p> <p>別表関係</p> <p>別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</p> <p>[新設]</p>

ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第3第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

(2) [略]

(3) 別表第3及び別表第4までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。

(2) 別表第1及び別表第2までの下欄に定める検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI等の技術を活用することにより、技術上の基準の適合状況確認のために必要な情報が得られると検査を実施する者が判断した場合には、それらの技術を活用しても差し支えない。なお、検査にドローン、ロボット、センシング、AI等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこと。

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

別表関係

(1) 別表第3第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

(2) [略]

[新設]

#### (5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について

別表関係

別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

[新設]